

フロン排出抑制法

(2015年4月施行)

お悩みではありませんか？



今すぐチェック!

- ☒ 保有する特定製品は完全に**管理リスト**化できている
- ☒ 3ヶ月に一回以上、**簡易点検**を実施している
- ☒ 7.5kW以上の特定製品の**定期点検**が済んでいる
- ☒ 点検・修理・充填・回収の**履歴記録**は完全である
- ☒ 算定**漏れい量**の**報告準備**はできている

ひとつでも✓が付かない項目があるときは
**お気軽に菱冷サービスに
ご相談ください!**

フロン排出抑制法への対応はもちろん、
経年劣化や省エネのご相談もどうぞ。
三菱電機グループの菱冷サービスは冷凍空調設備に関する
保守・修理のプロフェッショナル。
24時間365日、貴社の設備をお守りします。

菱冷サービス株式会社

TEL 03-6627-6151

FAX 03-6627-6148

フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に対する法律)の概要

2015年4月に施行されたフロン排出抑制法では、フロン類の**合理的使用**(対象：フロンメーカー・機器メーカーが主)とフロン類の**管理の適正化**(対象：管理者＝フロン使用機器等のユーザー、取扱業者)が規定されました。

この中で管理の適正化については、空調機等のユーザーを管理者として主たる対象者としたものであり、一般市場への浸透と管理の厳格化が求められる段階になっています。既に広く周知されていますが、今一度要点を整理しておきます。

フロン類の管理の適正化に係わる項目

◆ 誰が規制を受けるか

管理者とは

原則的には、**第一種特定製品の所有者(所有権を有する者)**が**管理者**となるが、例外として、以下のようなケースもある。

- ① 保守・メンテナンス契約等において、書面にて保守・修繕の義務を委託先と定めている場合は委託先が管理者とされる。
- ② リース契約では、保守・修繕の義務は使用者であると定められている場合が多く、一般的に使用者が管理者とされる。

※レンタルは短期間の貸与契約であり、保守・修繕は所有者が行うことから、一般的に所有者が管理者とされる。

◆ 規制の対象は何か

第一種特定製品とは

業務用に製造・販売されたフロン類使用製品のうち、『**エアコンディショナー**』及び『**冷蔵機器及び冷凍機器**』をいう。

※「業務用に製造・販売された」製品であり、設置場所や使用用途は問わない。例えば、「事務所に設置された家庭用ルームエアコン」は対象外となる。

※冷蔵機器及び冷凍機器には、冷蔵または冷凍機能を有する自動販売機も含まれる。

※自動車リサイクル法対象のカーエアコンは、「第二種特定製品」として対象外となるものもある。

◆ どんな責務があるか

管理者の役割(判断基準)とは

- ① 当該製品を適正に(激しい振動を受けない場所に、点検・修理のためのスペースを十分に確保して)設置すること。
- ② 使用環境の維持(製品周辺の清掃や排水受けに溜まった水の除去など)に努めること。
- ③ 3ヶ月に1回以上の頻度で、簡易点検を行うこと。

※簡易点検では、「室温(庫内温度)」「製品からの異音」「外観(損傷・腐食・油にじみ等)」「熱交換器の霜付き」等を確認し、記録に残すこと。

- ④ 冷媒の漏えいや製品の故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに専門点検を手配すること。

※点検や修理をしないまま冷媒の充填を繰り返す行為は、法令で禁止されている。

- ⑤ 圧縮機の定格出力が7.5kW以上の製品については、法定期間内に1回以上の頻度で定期点検を手配すること。

※専門点検や定期点検は、十分な知見者が実施(または立会い)することとされている。

- ⑥ 管理する第一種特定製品ごとに、点検・修理・充填・回収に関する履歴を記録し、当該製品を廃棄するまで保管すること。

※第一種特定製品を他者に譲渡・売却する場合は、点検・整備記録簿(電磁的記録でも可)も引き渡す必要がある。

- ⑦ 管理する第一種特定製品からのフロン類算定漏えい量が一定量を超えた場合は、事業所管大臣に対して報告すること。

※フロン類の漏えい量は、第一種フロン類充填回収業者から発行される充填証明書・回収証明書を元に、追加充填量を算出して求める。

資格等に関する注意

十分な知見者とは

フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー・冷凍冷蔵機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者とされ、「冷媒フロン類取扱技術者」の資格所有者や、一定の資格保有者で国の認めた講習を受講した者等を指す。

フロン類の充填・回収には

フロン類の製品への充填または製品からの回収は、都道府県知事の登録を受けた者が行うこととされている。これは既設製品の撤去や廃棄の際にも適用される。



TEL(代表)……(03)6627-6151 FAX(代表)……(03)6627-6148

■本社・東京支社 ……〒143-0006 東京都大田区平和島4-1-23 JSプログレビル1F

■千葉営業所 ……〒272-0127 千葉県市川市塩浜3-12

■大阪支社 ……〒564-0062 大阪府吹田市垂水町3-27-27

建設業許可：一般建設業(管工事業)国土交通大臣許可(般 29)第13347号
登録電気工事業者届出事業所：東京都知事届出第228332号
第一種フロン類充填回収業者登録(全国都道府県)：第一種、第二種フロン類取扱技術者(多数)